

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和元年12月5日(木)午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐藤 周 君	2 番 篠原 峰子 君
3 番 杉本 憲也 君	4 番 杉本 一彦 君
5 番 仲田 佳正 君	6 番 鈴木 絢子 君

○出席議員 5名

議長 佐山 正 君	議員 石島 茂雄 君
〃 大川 勝弘 君	〃 重岡 秀子 君
〃 長沢 正 君	

○説明のため出席した者 12名

副 市 長	若山 克 君
健康福祉部長	下田 信吾 君
健康福祉部社会福祉課長	池谷 伸弘 君
同高齢者福祉課長	齋藤 修 君
同子育て支援課長	相澤 和夫 君
同健康推進課長	松下 義己 君
教 育 長	高橋 雄幸 君
教育委員会事務局教育部長	富士 一成 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	岸 弘美 君
同教育指導課長	操上 俊樹 君
同幼児教育課長	稲葉 祐人 君
同生涯学習課長	杉山 宏生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 稲葉 和正	主 査 森田 洋一
主 事 山田 拓己	

○会議に付した事件

- 1 市議第26号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 市議第27号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

3 市議第36号 令和元年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

4 市議第33号 令和元年度伊東市一般会計補正予算（第6号）歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第26号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第26号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第27号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○2番（篠原峰子君）放課後児童支援員であるが、今、なり手がなかなか難しいのかなということで、緩和するような方向でこういう条例の改正になったのか。指定都市の長が追加されたということで、伊東市として変わったことは余りないのかと思うが、今、教師の方が資格をとりに行くときに静岡市のほうで研修を受けていると思うが、現状をお聞きしたい。

○幼児教育課長（稲葉祐人君）本条例の改正の趣旨であるが、本会議でも説明させていただいた

とおりに、委員指摘の、これまでは県が実施した研修のみが支援員となる研修であったが、人口50万人以上の指定都市が実施する研修も対象になったというのが1点目である。

もう1点は、放課後児童クラブの支援員になることのできる条件として、保育士、社会福祉士、また高校や大学を卒業して定められた資格を得た方が受けて支援員になることができたが、それに加えて、専門職大学前期課程において必要な科目を受けられた方も対象となるので、資格がとりやすくなった。

指定都市の研修の現状であるが、現在のところ、どこでやっているという把握はしていない。また、把握した時点で、こういうところで指定都市の研修をしていると市内の放課後児童クラブの皆様にはお伝えしていきたいと考えている。

資格の点についてであるが、伊東においては、皆さん、大体、静岡県の資格の研修が静岡であるので、そちらのほうで受講している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第27号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第36号 令和元年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第36号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第33号令和元年度伊東市一般会計補正予算（第6号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は19ページ及び20ページである。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費のうち第1項社会福祉費第6目国民年金事務費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は25ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）明細書の27ページの老人福祉施設費に関してお尋ねする。今回、補正で介護予防・生きがい活動支援事業の19負担金補助及び交付金で2つの整備事業補助金が計上されているが、市内の施設を見るとかなり老朽化して、雨漏り等がひどい施設等も見受けられるが、老朽化に伴う施設の修繕の助成もこの助成金で賄うことができるのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）この助成金は、介護サービスの開始に当たっての施設整備、開設準備のための補助金となっているので、今指摘の老朽化には当たらないものとなっている。老朽化に当たっての補助金はない。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は31ページからである。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は57ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書59、60ページの今回の競輪の部分で備品購入費ということで、電子黒板とパソコンを指導用で購入するということであるが、この契約形態として、今後の学校の統廃合等を考えると、廃校時に除却可能なリース契約とすることも可能なのかと思うが、これは購入になるのか、リース契約になるのか。

- 教育部次長兼教育総務課長**（岸 弘美君）電子黒板の整備形態についての質疑かと思われるが、今回は備品として購入させていただきたいと思っている。統合の関係で学校の教室がといところの先々のことを考えると、普通教室以外にも特別教室に整備をするなど、利活用についても十分配慮した上で整備していきたいと考えている。
- 3番**（杉本憲也君）それに関連して、購入される電子黒板に関してであるが、まだ確定ではないと思うが、国が先ごろ、全児童にタブレット等、パソコンの配備をするという話が出たりしているが、もしそうなった場合に対応可能な機種になっているのか。
- 教育部次長兼教育総務課長**（岸 弘美君）現在の電子黒板の仕様等についての質疑だと思うが、今後、教員の希望をとった上で、どういった形にしていくかということ、今後の見通しとして、議場でも質疑があったが、次は中学校のほうにも整備をし、さらに、今回は教員指導用ということで整備させていただくが、国の補助制度がどのような形になるかという情報の中では、今後は子供たちにタブレットをということになる。そうすると、今度はWi-Fi整備を先に行おうということになっており、Wi-Fi整備のほうも、今、国の補助金が3カ年で来るのではないかという情報もあるので、Wi-Fiの整備をしつつ、児童1人ずつに子供用のタブレットを整備していくことになるので、そういったときのインターフェースであるとか、ソフトウェアアップについても汎用性のあるものかと考えている。
- 2番**（篠原峰子君）先ほどの電子黒板の続きであるが、電子黒板がどれだけ耐用年数があるのかはわからないが、統廃合が進んで廃校になった後の電子黒板はどのように利用していくのかということは考えているのか。
- 教育部次長兼教育総務課長**（岸 弘美君）現在、電子黒板のスタイルが、教職員のほうにアンケート調査をとっているが、設備として、黒板の上にプロジェクタータイプのを工事として設置してしまうのか、テレビタイプとして60インチ以上のものに関して移動可能な可搬用のタイヤのついたものをつけて動かせるようなものにするのかとか、いろいろなタイプがあるので、たとえ学校が廃校という形をとらせていただくにしても、そういった教育のために整備した機器については、特別教室で、例えば理科室だとか家庭科室だとか、そういったところでの活用も十分できるので、他校への移設も考えていくような形で、とにかく今年度、全ての普通教室に整備していくという目標でいきたいと思っている。
- 1番**（佐藤 周君）新しいものに取り組むので、なかなかイメージが湧かないが、最終的には子供たちがそれをもって学習に生かすというところに向けたときに、いろいろなアプリケーションとか、そういったものがあるが、今現在は電子黒板のみが現場に配置される。それが配置されて、教員がその使い方のレクチャーを受けたりとかという後に、学校の子供たちの学習に使用していくことが決まるまでのスケジュール感というのはどのような感じなのか。

○**教育部次長兼教育総務課長**（岸 弘美君）大きな財源が必要となる機器整備でもあるので、一概に教育委員会のほうで考えているとおりにいくか、希望としては、早急に電子黒板を中学校に整備し、あわせてW i - F i の整備も、幾つかモデル校を設置する中で、令和2年度中に全校、普通教室、特別教室を含めてW i - F i が使える環境をつくっていきたいと考えており、それを3カ年かける形でW i - F i 整備と子供のパソコンという中で整備していきたいと考えている。

現在も、教員の方々は自身の教材をパソコンでつくったりしていて、それをカラープリンターで印刷したものを印刷拡大して黒板にマグネットでとめて、全体周知をするというところになっているが、今度、電子黒板が来ることにより、教員の多忙化解消ではないが、教材活用が一手間、ペーパーに落とすことなくできるので、また、それをそのままデータとして保存できるので、次の授業で、この前、みんなで話し合ったものの続きだということによって授業ができるという意味では、来年度、学習指導要領が新しくなるので、そういった中での活用をぜひ先生方にさせていただく中でなれていただくと。そういった中で、子供のタブレットも整備していきたいと考えている。

○**1番**（佐藤 周君）現状の予算がついたことにより、電子黒板は配置される。ただ、言い方が悪いがフルパッケージで学校現場に配置されるわけではないので、電子黒板が置かれただけな現状とすると、先生のP CからP C画像が電子黒板にあって、それを拡大とか縮小とかタッチするという中で使用にとどまることになるが、それが現段階での8, 0 0 0万円の予算をつけたことよっての教育環境の変化ということによいか。

○**教育指導課長**（操上俊樹君）私のほうから、教員の技術というか教員指導力養成という形でお答えさせていただきたい。

今、委員おっしゃるように、物は配置されたが、それを使えないという状況は絶対避けなければいけないということで、学校においては、各学校に分掌業務として情報教育担当が必ず位置づけられている。大体位置づけられている者は、そういう分野に明るい者である。我々、学校は、そういう機器が配置されたときには校内研修、集中研修をやる。この使い方についての研修、あるいは今の段階である機器でどんなことが可能になるのか、というのを全員が研修で習得し、それをデモンストレーションも含めて業者にお願いすることもあるが、そういう形で教員一人一人が有効に機器を活用するようなスケジュールで進んでいく。今現在、既に得意な教員はやっているから、多分、そういう者が先導して、学校内でO J Tではないが、研修を進めていくことになると思う。

○**1番**（佐藤 周君）そういった学校で、そういう機器を恐らくたけている人、たけていない人という中で、あとは市内の学校で情報を共有し合うといったことに有効に使っていただきたい

のも1点と、もう一つは、日進月歩で物が進化していくので、今の時点で電子黒板が設置された、今後、タブレットがついて、それはアプリでつなぐという中において、早期に設置されればいいが、その辺の連携がうまくいくようにシステムの構築というか、パッケージとして使用がうまくいくような運用の仕方をまた研究しながら、市場の様子を見ていきながら取り組んで、せっかくのものなので、これからの取り組みに欠かせないものだと私も思うので、有効に使っていただければと思う。

- 3番(杉本憲也君) 教育費の中で、先ほどと違うところで63ページ、社会教育費の市史資料管理費の部分について尋ねる。

今回、人件費の調整での削減の補正になっているが、この市史資料管理費に該当する人件費はどのような方に支払われる人件費になるのか。

- 生涯学習課長(杉山宏生君) 人件費については、職員に対する人件費の給料の改定の関係で構成されているものである。学芸員に支払われている給料である。

- 3番(杉本憲也君) 確認であるが、学芸員に対する給料の改定に伴うということで、この削減に伴って公務に支障が出るということはないか。

- 生涯学習課長(杉山宏生君) 特に体制が変わるものではないので、公務に影響があるものではない。

- 委員長(杉本一彦君) ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長(杉本一彦君) 質疑なしと認める。次に、第11款災害復旧費第3項教育施設災害復旧費について質疑を行う。事項別明細書は65ページ及び66ページである。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長(杉本一彦君) 質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長(杉本一彦君) 討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第33号歳出中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

- 委員長(杉本一彦君) 挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長(杉本一彦君) 以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和元年12月5日（木）午前10時22分（会議時間22分）

以上の記録を認める。

令和元年12月5日

委員長 杉 本 一 彦